

議案第3号

専決処分の報告及び承認について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令が平成23年5月2日に公布され、同日施行されたことから、特に緊急を要すると認め、災害援護資金貸付けの特例措置を講ずることにより、東日本大震災の被災者の生活立て直しに資するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

平成23年6月8日提出

松戸市長 本郷谷 健次

専 決 処 分 書

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年5月6日

松戸市長 本郷谷 健 次

理 由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の施行に伴い、災害援護資金貸付けの特例措置を講ずることにより、東日本大震災の被災者の生活立て直しに資するため。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の償還期間等の特例）

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては無利子）」とする。

4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
(災害援護資金の貸付限度額等)	
第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。	
(1)～(3) (略)	
2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。	
(利率)	
第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。	
附 則	附 則
1・2 (略)	1・2 (略)
	<u>(東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の償還期間等の特例)</u>
	3 <u>東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。) 第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。) 第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の規定の適用については、第13条第2項</u>

中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあつては無利子）」とする。

4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第7項の規定によるものとする。